

令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

日頃より農業委員会の運営及び活動に対しまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、農業振興や農業者支援のための諸施策を講じていただき、誠にありがとうございます。

農業委員会では、本市の農業を維持するため、農地等の利用の最適化の推進活動に取り組んでいるところですが、日頃の活動を通して積み上げた各委員からの意見や地域部会からの意見を基に、農業振興対策調査研究委員会で議論を深め、農業委員会の総会において、関連施策の改善等に係る農地等の利用の最適化の推進に関する意見を決議しました。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、別紙のとおり意見書を提出いたしますので、市における今後の関連施策の企画立案・実施に当たりましては、本意見を考慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、昨年度に提出した意見に対して研究等を進めるとの回答があった事項につきましても、要望いたしております。
引き続き御対応くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年3月12日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市農業委員会
会長 加藤 拓 央

目 次

- 1 新規就農者・農業者支援に関する事
- 2 担い手への農地利用の集積・集約に関する事
- 3 遊休農地の対策に関する事
- 4 農業経営に対する支援について
- 5 鳥獣被害の対策に関する事
- 6 その他
 - (1) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて
 - (2) 地域ブランドによる高付加価値について

令和6年度 農地等の利用の最適化の推進に関する意見

1 新規就農者・農業者支援に関すること

近年、農業者の数は年々減少しており、今後、さらに高齢農業者の離農が増加すると見込まれることから、将来の地域農業を担う新規就農者の確保や農地の安定的な受け皿となる農業法人の育成を促進することが喫緊の課題となっている。このようななか、農業後継者の育成・確保のため、次の施策について検討いただきたい。

- (1) 親元就農を含めた新規就農者が農業の魅力を感じ、安心して就農から経営確立まで行えるような長期的な支援の拡充
- (2) 新規就農者に対し、初期投資リスクの負担軽減を図るため、行政及びJA等関連機関が協力し、経営安定と自立に向けた経済的・技術的支援の拡充
- (3) 若者等が魅力を感じる農業所得向上に向けた施策や多様な担い手の確保・育成のための、市独自の支援策や補助金の創設
- (4) 教育委員会と連携し授業の一環として農業に親しむカリキュラムの導入
- (5) 中山間地域など農業従事者の減少や高齢化が著しい地域への農業法人化等の地域の実情に合わせた支援

2 担い手への農地利用の集積・集約に関すること

令和6年度末までに、将来の農地利用の姿を描き、計画的に農地の集積・集約化を進める地域計画の策定をすることになっている。

現在、農地の集積が進み機械が大型化するなか、小区画の農地などが多く、作業効率など条件が悪い圃場が多い。また、今後担い手の減少が予想され、担い手が不足している中山間地域等の条件不利地域における支援や一経営体当たりの経営面積を拡大するためにも、基盤整備事業が必要になると思われる。

今後の持続可能な農業を促進するため、次の施策について検討いただきたい。

- (1) 小規模な基盤整備の推進や農業者負担の軽減支援など、市独自（単独での事業）の支援
- (2) 耕作条件の悪い農地の周辺道路の拡幅、老朽化した水路や暗渠排水など水利関係の改善も含んだ整備の支援
- (3) 基盤整備に対する支援制度は多岐にわたり複雑であることから、制度の分かりやすい周知と活用の提案、農地所有者の地域の実情に応じた基盤整備の推進
- (4) 機械・設備等の導入費用を支援する補助事業について、要件（面積等）緩和の国等への働きかけ
- (5) 農地の集積・集約化を進めるなか、将来的に法人化が必要になってくることから、メリットデメリットを含めた農業法人化への制度の周知や法人化を検討する農業者への支援の強化

3 遊休農地の対策に関すること

遊休農地については、農業者の高齢化、後継者不足、収益低下等により今後より一層増えるおそれがあります。

また、これら遊休農地は、貴重な貸借資源となるものでありながら、農村の景観悪化や隣接農地の作物への影響など地域の問題となっています。地域の貴重な資源である農地は、中山間等の条件不利地域も含め、耕作可能な優良な農地として次世代へ引き継ぐ必要があることから、次の施策について検討いただきたい。

- (1) 遊休農地の再生は、重機を使用した伐根・整地、土壌改良などを行う必要があります。耕作を受託する農家の重い負担が遊休農地解消のネックとなっていることから、遊休農地の再生に取り組む農業者に対しては、再生作業を補助金で賄えるような支援

4 農業経営に対する支援について

昨今の国際情勢などの変化や急激な円安の影響により、資材、燃油、穀物、肥料等価格の高止まりが続くなか、生産物の価格については、転嫁が行われない状況が続いている。この状況が続いた場合、生産を続けるほど赤字となり、農家の生産自助努力は限界に達する懸念がある。そのため、次の施策について検討いただきたい。

- (1) 小規模農家を含めた農家全般が対象となるような市独自の施策として、農業用肥料・資材・飼料等のより具体的な高止まり対策の継続的支援
- (2) 昨年に引き続き農業生産コストの高騰に対する支援、また、生産物に適正な価格転嫁を行い農業経営が安定する支援を国・県へ働きかけ

5 鳥獣被害の対策に関すること

野生鳥獣による農作物被害は、市では令和4年度、約3,400万円となっており、被害金額は依然として高い水準で推移し、営農意欲の減退と相まって、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしている。

深刻である野生鳥獣による被害の軽減を図り、農業や森林を守るため、捕獲対策と併せて地域ごとの徹底した被害防止対策が不可欠である。捕獲や被害の防止対策について施策の検証や見直しを継続的に進め、次の施策について検討をいただきたい。

- (1) 山林と農地との間の緩衝地帯の整備や電気柵設置の支援の拡充及び補修や更新を含めた支援
- (2) 個体数を減らす対策として、有害鳥獣捕獲に対する支援の拡充

6 その他

(1) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しにおいて、畦畔や用水路が無いなど水張りができない農地は交付対象水田から除外するルールの再徹底や、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針が示された。

これまで制度に沿って水田から大豆や麦、飼料作物などへの転作に取り組んできた多数の農家が、支援の対象外となる可能性がある。具体的には、酪農関係者から「何十年も牧草を作って来て、今さら水張できない」、「交付対象外となれば牧草の経営が成り立たず、粗飼料の安定供給の継続ができない」との声が上がっており、そうなれば、離農や耕作放棄地の増加につながりかねず懸念が高まっていることから、次の施策について関係機関と連携し国・県へ強く働きかけていただきたい。

- ①将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直し後の制度適用を行わないことや、今後出てくる様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うこと
- ②生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援
- ③農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化し、土地利用型の営農形態となっても生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組めるようにすること

(2) 地域ブランドによる高付加価値化について

昨年度に引続き要望します。生産者からは、農業所得の安定を求める意見が多く、栽培した農作物の販路を拡充するため、地域に根ざした魅力ある高いブランド力をもった安心・安全な農産物生産に対する支援策の展開が必要との要望がある。また、地域ブランド化を推進し「農産物の魅力を県内外に発信」につなげることが望ましく、更に生産者の生産意欲の向上と安定した所得が得られるよう、次の施策について検討いただきたい。

- ①生産者自ら本市産のブランド力向上に取り組める支援
- ②本市産農産物の魅力を発信する広報活動の充実
- ③販路拡大に向けた支援の充実